



真鶴半島最先端

今年が、中小業者・国民にとって
 画期的な転機をもたらす年でありますように

2009 年元旦

東京税財政研究センター

理事長 吉 本 貢
 役員 一 同

新春

公開講座開催へ

2月3日(火) 全労連会館

経済危機、不況下のもとでの

確定申告、その対策

公開講座も40回を迎えます。混迷する政局、したがって税務行政の動向も注目されます。

- ☆ 税務行政の動向と確定申告
- ☆ 春から夏に向けての事務運営の特徴
- ☆ 消費税・所得税の変った点、誤りやすい事例
- ☆ 税制改正の内容と留意点

全労連会館(文京区)において2月3日(火)13時に開会します。ご期待下さい。

'09 年度税制「改正」を読む

熊澤通夫

❖ 経済危機と政治危機

自公の 2009 年度税制「改正」大綱（以下、大綱）が決まった。

読むうえで第一に注意しなければならない視点は、大綱をとりまく環境である。

その一は日本を津波のように襲った金融・経済危機で、外需に依存したわが国経済構造を直撃している。大綱は、その深刻さが深く、広く進行する中で書かれたもので、この税制改革が内需への転換、ことに個人消費刺激に的確な処方箋であるかどうか問われている。

しかしその二として、大綱は従来の路線に固執し、その範囲内に税制改革を閉じ込めている。くわえて麻生内閣が末期症状を呈していて総選挙に目線を合わせつつっている。たとえば消費税増税をいわないし、事業承継税制改正は遺産取得課税方式の採用と課税最低限引上げ・税率引上げとのセットを予定していたが、後者を先送りした。あるいは中小企業等の法人税軽減税率の時限引下げ（18%）などがそれである。

とくに 2 兆円規模の定額給付金支給が代表的だ。そもそも経済危機下で個人消費を直接刺激する税制改革は、消費性向が高く、かつ賃下げや雇用の不安定な状態に追い込まれる中、低所得者に減税財源を集中する制度に変えることを定石とする。一回限りの、しかも所得の高を問わない定額給付金は、個人消費を押し上げる力を持たない買収資金の「バラマキ」にすぎない。

❖ 投資重視の減税政策

第二は内需の拡大を個人消費ではなく投資に求め、高額所得者と大企業を優遇する新自由主義型税制をさらに進めようとしている。

その一は住宅・土地投資減税で、まず住宅ローン減税では従来の制度を拡充した。たとえばいわゆる 200 年住宅など「長期優良住宅」を対象に税額控除限度額を 600 万円に引上げ、マン（億）ションの過剰在庫「解消」と大都市再開発のためのマ

ンション建設に結びつけた。つぎに 09 年、10 年に取得する土地を 5 年超所有して売却した際の譲渡益について 1,000 万円まで特別控除する等で、土地の先行投資を促している。

その二は金融所得課税の一体化を展望しつつ、配当所得、上場株式等の売却利益に対する特例（税率一律 10%）を 3 年間延長し、さらに 20% の本則課税に戻ったときには 5 年間毎年 100 万円まで上場株式等の配当・譲渡益を非課税とする。

その三は省エネ・新エネ設備への設備投資額を全額即時償却する。内容はエネルギー需給構造推進改革法、原材料価格高騰に対応した生産性向上、産活法に基づく事業革新の設備投資を対象とした主として大企業向けの減税となる。

その四は全世界所得課税方式に変えて、海外子会社があげた利益の配当に対しわが国より低い法人税等を課している国とわが国の法人税等負担率との差額を免税する制度（「海外子会社からの配当について益金不算入とする制度」）を恒久措置として創設する。

これら投資重視の税制改革は「投資が増えれば景気が良くなり、雇用が増えて、企業の利益が上がり、配当が増加する。そうなると雇用が増えて、給料も上がる。」というトリクルダウン（したたり落ち）の「理論」（新自由主義の原理）による。

この「原理」は、わが国では近年の景気回復局面に起きた内部留保と配当は増加したが賃金が下がった事実で破綻しているし、世界的にも過去約 30 年、大きな影響をもった新自由主義の帰結が眼前で繰り広げられている金融・経済危機なのだ。「百年に一度」の時代、事実と歴史に盲目であってはならない。





粕谷幸男

すすめ

電子申告の



私の事務所では、税務書類の申請・申告のほぼすべてについて、国税、地方税を問わず電子申告を日常的に行っております。何の弊害もありません。

私が、電子申告を進めた理由について、いくつかあります。一つは、政府が電子政府を推進していることに反対している訳ではありません。国税庁の電子申告は電子政府実現の一環であります。電子申告は、申告方式の選択肢が増えることであって、増税政策に協力するわけでないこと、納税者から税務に関する包括的な代理権限を授与されれば、納税者の署名をしなくて、税理士だけの署名で、提出できます。また、紙出力された申告書の郵送、提出途上の事故等のリスクを考えるとほかに電子申告にリスク軽減のメリットがあります。ですから、現在は、紙申告で税務署に提出するなどの手間をかけるなど一切考えられません。また、電子申告で申告した会社の税務調査を受けておりますが、特段、その電子データが加工されて特別な調査がされたという記憶は一切ありません。

そこで、国税庁の電子申告普及に協力することの是非がありますが、今の自民党政府の政策を支持している訳ではありません。もちろん好きではありません。しかし、好きでないとしても、私たちの身の回りの環境や生活を改善していく必要があれば、好悪に関係なく行わなければなりません。電子政府の問題は、プライバシーの問題と監視社会化することです。しかし、電子政府の目的は電子媒体を使用して少しでも納税者の国民負担を軽減することにあります。この目標については、賛成です。

納税者の署名を必要としないで申告・申請が出来ることは、紙時代には、全く考えられないことであります。電子申告では税理士の代理権が拡大しているという過言ではありません。納付の代理も来年9月から実施される電子納税システムの改善により出来るようになるのではないかと考えておりますが、その詳細がわからないので確認は出来ておりません。新しいシステムの変更に伴い

税理士の代理権限の拡大傾向にあると考えてよいのではないかと考えます。税理士のなかには、紙申告で十分だから電子申告などする必要はないと考え実践されている方も多いと思います。ただ、税理士は、税務・税法の職業専門家であります。技術的に電子申告ができないことは専門家としての技術水準がこの分野で劣っているととも納税者から依頼されても技術を取得していないので負託に応えられないという問題があります。どのようなサービスを提供するかは個々の税理士の考え方ですが、技術的にできないことは問題があります。少なくとも、電子申告を批判するのであれば、電子申告をしてから批判すべきです。消費税を批判するにあたって、消費税のことを勉強して批判しております。しかし、電子申告に関しては、一切電子申告にさわらずに批判の方が大方です。何か、非科学的な批判方法と考えますがいかがでしょうか。

紙申告に慣れてしまっていて、それを変えることに煩わしさや大変さがあります。また、お金もかかります。いろいろな理由を挙げて電子申告をしない理屈をひねり出します。最終的には、個々の税理士の選択だからやむをえません。現在、私は税理士会の支部長の職にありますから、このような状況について、支部として手をこまぬいているわけにはいきません。支部では、高齢者の税理士が電子申告がしたくても出来ない場合に、若い税理士が高齢税理士に代わって電子申告できるシステム作りを検討しております。電子申告をしたい納税者が顧問税理士がしてくれない場合に、本来であれば、税理士を交代すればよいのですが、そうではなく、既存の税理士を温存してその紙申告を電子申告化するシステム構築を法人会と検討をはじめております。今、役員対象の実験段階に入っております。確定申告時の無料相談では、自書き申告による相談ですが、高齢者、障害者には大変負担です。それを国税庁のホームページを利用して代筆による電子申告による無料相談を行います。手書きが最善のものとする根拠は何の科学的な根拠はないと考えています。インターネット申告が最善のものと考えてしている訳でなく、そこに便利な道具があるからにすぎません。便利なパソコンを使用して決算を組んだり申告書を作成しているのではないのでしょうか。パソコンはすぐに壊れたり、ハッカーに遭うから使わないのも一理ありますが、それ以上に便利だから使用するだけであります。是非、電子申告をしない理屈を探す暇があれば便利な道具を使うことを考えた方が生産的ではありませんでしょうか。

公益か一般か、 悩む特例民法法人

青木輝光

新公益法人制度に対応した新しい選択肢が12月1日よりスタートした。移行期間は5年、既存の公益社団・財団法人（特例民法法人）は、公益社団・財団法人か一般社団・財団法人かへの選択を迫られている。公益法人となれば、08年度の税制改革により、収益事業収入も含めてほぼ非課税となる優遇措置が受けられる。

しかし、公益法人として認定され、維持していくための基準は、かなり厳しいものがある。例えば、公益目的事業が主たる目的のため、公益以外の事業費の割合が高い場合は移行認定申請ができない。また、公益目的事業を行うに際しては、公益目的事業費用を償う額を超える収入を得てはならない、遊休財産を保有してはならない等である。このため、公益事業以外の事業を放棄するか、公益収入を引き下げるか、遊休財産を処分するか等の対応が必要となっている。これらをクリアして公益認定を受けられる特例法人は、現存する約2万5千社の1割程度ではないかといわれている。

一方、一般社団・財団法人を選択する場合にも難題がある。税制上の優遇措置はなくなることは

当然として、問題は旧公益法人中に蓄えた財産（内部留保）を、計画的に公益の目的のために処分しなければならない。この公益目的財産額は0になるまで、認可行政庁の監督下におかれることになる。

多くの特例民法法人は、いずれを選択するか、他法人の動向をにらみながらの選択となっている。

センター活動日誌

2008. 9.21 講師派遣 神奈川建設労連
10.14 第39回公開講座
参加者総数 105名
10.15 講師派遣 神奈川税経新人会
10.17 講師派遣 千葉税経新人会
11. 4 講師派遣 宮澤会計事務所
11.18 講師派遣 武蔵野税民協
11.19 講師派遣 税経新人会城北B
11.28 第2回三役会議
12. 1 講師派遣 東京第一会計（立川）
12. 7 講師派遣 神奈川土建
12.12 第3回理事会
12.12 「納税者権利憲章」署名
511筆をTCフォーラムへ送付

ザ・コラム

★古人は正月を「めでたくもありめでたくもなし」と詠んだが、いまは「めでたくもなしめでたくもなし」だ。国中が途方に暮れた顔のため息ばかり。★それなのに、とんでもない要求をしてきた経営者がいる、自動車産業に公的資金を、と。★厚かましい。公的資金は俺たちの血税なんだぞ。その前に、まず自分の懐にあるたっぷりため込んだ剰余金を吐き出せ、配当を減らせ。

★フォード（アメリカの自動車産業のビッグスリー「フォード」の創業者）は、自分の会社で作った自動車を買う程度には従業員に賃金を払いたい、と言ったそうだ。創業の精神を忘れ、働く人間をなおざりにして利益の追求に走った結果がこうだ。

★コンペアは光り輝く商品を次から次へと吐き出すが、そこには買う人は誰もいなかった。

★人々を巻き添えにしながら、一匹の妖怪が世界を断末魔で彷徨っている、「資本主義」という妖怪が。★（マルクスの「共産党宣言」から勝手に援用させてもらう）

(Y)